

災害時における協力に関する協定書

株式会社 ケアふくい（以下「甲」という。）と永平寺町（以下「乙」という。）は、災害時における協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は大規模な風水害およびその他の災害が発生した場合において、甲が第4条に定める協力を乙に対して行い、災害時の支援活動を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（責任者および連絡体制）

第3条 甲、乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう各団体の長を責任者として定めるものとする。

2 各責任者は、団体相互の連絡体制・方法を別に定めるものとする。

（協力の内容）

第4条 甲は、松岡東幼稚園に災害が発生し、乙から要請があり、甲の施設に重大な破損がない場合は、次の各号の協力をを行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

- (1) 屋内外における避難場所の提供
- (2) 備蓄品の提供

（事前協議）

第5条 甲および乙は、次の項目について定期的に協議を行っておくものとする。

- (1) セキュリティ対策、衛生面、安全性への配慮
- (2) 甲施設内外における禁止事項
- (3) 甲施設が施錠される夜間帯、休業日の開設体制
- (4) 清掃・管理費等の取り扱い

（施設の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、甲、乙の二者が協働で行うものとする。

2 施設の使用期間は、原則として3日間とする。ただし、発生した被害の状況等により期間を延長する場合、必要があると認められるときはその期間を甲乙協議して

決定する。

（疑義）

第7条 この協定に定めない事項、または疑義が生じた場合は、別に甲、乙で協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第8条 この協定の実効性を高める為、連絡会議を設置し、定期的に情報交換等を行う。

（協定の期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、各締結団体から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方署名のうえ各自1通保有するものとする

令和3年5月14日

福井県吉田郡永平寺町松岡薬師1丁目145番地
株式会社 ケアふくい

代表取締役 金貝 芳樹

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
永平寺町 町長

河合 永亮